

# 身元保証書はどのくらい有効？

## Q&A

**Q:**ある社員を採用するときに、「明確な目的がわからない」と身元保証書の提出を渋られました。これまで当社では「慣例だから」と特に考えずに提出を求めていたので、その場は強く要求できなかつたそうです。これを機会に身元保証書の目的と効力について教えてください。

**A:**おっしゃる通り、多くの会社では新入社員と雇用契約を結ぶ際、身元保証書の提出を求めます。しかし、明確な意味や有効性についてあまり意識していなく、提出自体が形骸化している会社が多いのが現状です。

身元保証書には身元保証人が必要です。身元保証人は社員が犯した仕事上のミス、トラブル等を社員と一緒に責任を負う立場にあります。身元保証書の効力については、これに関する法律(身元保証に関する法律)があります。

しかし実際は、身元保証書の提出には法的義務があるわけではありません。「法律はあるが、義務ではない」ということです。しかし、身元保証書を提出してもらう「意味」は十分にあります。

それは「会社に損害を与えない」「会社に迷惑をかけない」といったことを社員に認識させるためです。特に金融業では横領等の防止のため、ほとんどの企業が身元保証書の提出を義務づけています。身元保証書を出すことで「身元保証人に迷惑をかけてはいけない」と、不正を抑止する効果があるのです。

なお、身元保証書に関する判例(シティズ事件・東京地裁・平成11年12月)もあります。「社員が身元保証書の提出を拒否」→会社は「身元保証書は採用の条件」と主張→提出拒否により解雇。

社員はこれを不服とし、裁判を起こしましたが「解雇は有効」「社員としての適正を欠く」という結果になりました。